

## JOIN給与・賞与計算システム 令和5年度 雇用保険料率改定のご案内

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

平素は「JOIN給与・賞与計算システム」をご利用頂き、誠にありがとうございます。

この度、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで雇用保険料率が改定されます。

この改正に伴い、「JOIN給与・賞与計算システム」の雇用保険料率を変更していただく必要がございますので、下記の通りご案内をさせていただきます。

ご不明な点などございましたら弊社までお問い合わせください。

今後ともよろしく願いたします。

敬具

### 1 改正事項

- 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

事業の種類	労働者負担 ①	事業主負担 ②	雇用保険料率 (①+②)
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・清酒製造事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

### 2 ご注意

#### ★ 料率変更作業を行っていただく前に…

料率変更するまでの期間の給与・賞与データは、必ずバックアップを行っていただけますようお願いいたします。

#### ★ 変更作業の時期について

新保険料率は令和5年4月1日以降の締日により支払われる給与から適用されますので、料率変更の作業は令和5年4月1日以降の締日の給与計算を行う直前に行ってください。

まだ前回の料率で徴収しなければいけない給与計算が残っている場合に料率の変更を行うと、正しく給与計算が行えませんのでご注意ください。

※ 社員マスターの「雇用保険区分」で **6=手入力** を選択している場合は、給与計算時に新しい料率で計算した雇用保険料の金額を手入力してください。

#### ★ 保険料率変更後のデータ訂正について

料率改正以前の支給済給与等のデータを修正し再計算した場合は、新料率での計算が行われ、支給済金額とは異なってまいりますので、充分にご注意いただけるようお願いいたします。

### 3 雇用保険料率 変更手順

データ呼び出し、[ユーティリティ]-[税率テーブル]をクリックすると、下図の画面が表示されますので、「雇用保険率／負担率」へ改正後の料率を手入力して[終了]ボタンをクリックしてください。

- ・雇用保険率：雇用保険料率（※雇用保険料の計算に影響はありません）
- ・負担率：労働者負担率

事業種類	雇用保険率	負担率
一般事業(表のA)	15.500	6.000
特掲事業(表のB)	17.500	7.000
建設業	18.500	7.000